

重要文化財八幡神社保存修理第2期工事

条件付一般競争入札参加者募集要項

1. 工事件名 重要文化財八幡神社保存修理第2期工事
2. 工事場所 福島県相馬市坪田字涼ヶ岡51
3. 工 期 契約日～令和9年6月25日（予定）
4. 建物概要
(ア) 本殿・幣殿・拝殿 本殿：三間社流造、向拝一間 幣殿：桁行三間、梁間三間、一重、両下造
拝殿：桁行五間、梁間三間、一重、入母屋造、正面千鳥破風、総銅板葺
(イ) 撰社若宮八幡宮本殿 三間社流造、向拝一間、銅板葺
(ウ) 末社亀齢社本殿 一間社流造、向拝一間、銅板葺
(エ) 隨身門 三間一戸八脚門、入母屋造、棧瓦葺
(オ) 附・末社稲荷神社本殿 一間社流造、向拝一間、銅板葺
(カ) 附・末社多賀神社足尾神社本殿 一間社流造、向拝一間、銅板葺
(キ) 附・住吉神社粟島神社貴布根神社本殿 一間社流造、向拝一間、銅板葺
5. 工事概要
(ア) 本殿・幣殿・拝殿 部分修理
本殿高欄・拝殿切目縁・拝殿向拝廻りの木部補修、構造補強工事、建具工事、解体工事、塗装工事、雑工
事を行い、工事に伴う直接仮設工事も対象とする。
(イ) 撰社若宮八幡宮本殿 屋根葺き替え、部分修理(解体済み、一部解体材補修済み)
基礎工事、木部の復旧、屋根工事、金具工事、雑工事を行い、工事に伴う直接仮設工事も対象とする。
(ウ) 末社亀齢社本殿 半解体修理(本体工事は完了)
雑工事として、自動火災報知設備の復旧を行う。
(エ) 隨身門 部分修理、揚家
造作材の解体、揚家工事、基礎工事、木部の復旧、建具工事、塗装工事、雑工事を行い、工事に伴う直接
仮設工事も対象とする。
(オ) 附・末社稲荷神社本殿 解体修理(解体済み、解体材補修済み)
基礎工事、木部の組立、屋根工事、雑工事を行い、工事に伴う直接仮設工事も対象とする。
(カ) 附・末社多賀神社足尾神社本殿 解体修理(解体済み、解体材補修済み)
基礎工事、木部の組立、屋根工事、雑工事を行い、工事に伴う直接仮設工事も対象とする。
(キ) 附・住吉神社粟島神社貴布根神社本殿 解体修理(解体済み、解体材補修済み)
基礎工事、木部の組立、屋根工事、雑工事を行い、工事に伴う直接仮設工事も対象とする。
(ク) 上記7棟共通
自動火災報知設備の復旧を行う。機器の復旧と併せて、屋外の配管配線作業、社務所への受信機の設置を
行う。
(ケ) 共通仮設工事
第1期工事で設置した保存小屋、保存・工作小屋、現場事務所の損料と撤去を対象とする。
6. 入札参加資格
(ア) 重要文化財建造物の保存修理に関して、根本修理若しくは屋根葺き替えの施工実績がある元請業者であるこ
と。
(イ) 特定建設業許可を取得している元請業者であること。
(ウ) 木工事及び屋根工事の木部補修については、公益財団法人文化財建造物保存技術協会主催の文化財建造物木
工技能研修を修了し、「文化財建造物木工技能者」の認定を受けた者、若しくはそれと同等の技量を持った者
を担当させること。
(エ) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者であるこ
と。
(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者であ
ること。特記 入札参加者等及び下請業者が暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等こ
れと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。）でないこと。
7. 入札参加資格の確認 入札参加希望者は、入札参加資格書類を次のとおり提出する。
(ア) 提出書類
建設工事入札参加資格審査申請書（福島県様式）、会社概要、工事経歴書、財務諸表、文化財建造物修理工
事履歴書（上記6の(ア)の範囲）、配置予定技術者の資格及び経歴書。書式は定めないがA4判とする。
(イ) 提出期限 令和7年8月4日（月）午前中必着
(ウ) 提出方法 郵送（送付）または持参とする。
(エ) 提出先 宗教法人八幡神社 代表役員 遠藤盛男 宛て
（住所：〒979-2533 福島県相馬市坪田字涼ヶ岡51、電話：0244-36-4342、FAX：0244-36-4352）
8. 入札資格確認後の予定
入札図書の送付 令和7年8月4日（月）
入 札 令和7年8月27日（水）14:00～ ※場所 八幡神社 社務所（上記7の住所）
9. 設計監理 公益財団法人文化財建造物保存技術協会